

# 令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導

サービス別資料



## 認知症対応型通所介護

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

1



本資料では、令和3年度報酬改定の要点をご説明しております。各項目の詳細につきましては、条例や告示、その他国の通知等をご確認くださいますようお願いいたします。



2



## 令和3年度介護報酬改定の要点

1. 人員基準
2. 運営基準
3. 報酬関係

3



### 1. 人員基準

- ① 管理者交代時の研修の修了猶予措置

4



## ①管理者交代時の研修の修了猶予措置

管理者(沖縄市基準条例第62条第2項)

赤本 P 575  
社保審資料 P 132

管理者は、適切な認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修(※)を修了しているものでなければならない。

(※)認知症対応型サービス事業管理者研修

5



## 基準解釈通知(改定)

(追加)

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。



6



## 2. 運営基準

### ①災害への地域と連携した対応の強化

7



### ①災害への地域と連携した対応の強化

(追加)

赤本 P 595  
社保審資料 P 5

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策に係る避難等訓練の実施に当たり、**地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。**



8



## 沖縄市基準条例第59条の15

(非常災害対策)

指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、**地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

9



### 3. 報酬関係

- ①感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い
- ②生活機能向上連携加算の見直し
- ③入浴介助加算の見直し
- ④口腔機能向上の取組の充実
- ⑤栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑥ADL維持等加算の見直し
- ⑦同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

10



# ①感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い

青本 P 652  
社保審資料 P 6  
資料2

延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間(※1)、基本報酬の3%の加算を行う(※2)。

利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。

- ※1 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。
- ※2 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。



## 資料2参照

### 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ① 参考資料

○ 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)による評価を行う。

サービス・事業所規模別の報酬区分別 適用できる加算・特例	
サービス・事業所規模別の報酬区分	適用できる加算・特例
・通所介護(通常規模型) ・通所リハビリテーション(通常規模型)	・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ① 3%加算
・通所介護(大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ) ・通所リハビリテーション(大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)	① 3%加算 又は ② 規模区分の特例

加算・特例の発動要件	
<b>① 3%加算</b> ○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定 例) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が700人の場合 利用延人員数が665人以下となった場合、加算算定の申請が可能 通所介護(通常規模型)/要介護2/7時間以上8時間未満の場合 基本報酬: 773単位 3%加算: 773×0.03=23単位 合計: 796単位(+23単位)	<b>② 規模区分の特例</b> ○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合に適用 例) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数が950人(大規模型Ⅱ)の場合 利用延人員数が900人以下となった場合は大規模型Ⅰ、利用延人員数が750人以下となった場合は通常規模型での報酬請求の申請が可能 通所介護(大規模型Ⅱ)/要介護2/7時間以上8時間未満の場合 基本報酬(大規模型Ⅱ): 713単位 →基本報酬(大規模型Ⅰ): 740単位(+27単位) →基本報酬(通常規模型): 773単位(+60単位)

※ ①について、定員超過及び人員欠如の場合の減算並びに2時間以上3時間未満の場合の減算を算定する場合にあっては、当該減算後の単位数に3%を乗じて計算する。



## 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ②

**ア 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分判定・併給調整方法**

- 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分は、加算算定・延長、特例適用の届出を行う月の前月の区分によるものとする。
- 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、①3%加算と②規模区分の特例のいずれにも適合する場合は、②規模区分の特例の適用を申請すること。

**イ 前年度の1月当たりの平均利用延人員数・月ごとの利用延人員数の算定方法**

- 通所介護・地域密着型通所介護（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては同通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定すること。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）の取扱いも上記通知によるものとする。

**ウ ①3%加算を算定するにあたり、利用延人員数が減少しているかを判定する際の算定基礎**

- ①3%加算の算定可否を判定するにあたっての基礎は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」とする。ただし、令和3年2月又は3月減少分（令和3年3月又は4月届出分）においては、前年度（令和元年度）の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月（令和2年2月又は3月）の利用延人員数のいずれかを基礎として、算定の判定を行うこととして差し支えない。
- 3%加算の延長を申請する場合でも、算定基礎は加算算定の申請を行った際と同一のものとする。
- 令和3年3月の利用延人員数が令和2年3月の利用延人員数と比較して5%以上減少しており、令和3年3月の減少分（4月届出）を受けて、令和3年5月から7月まで適用される場合、加算算定の延長を申請する場合は、令和3年6月の利用延人員数と令和2年3月の利用延人員数と比較し、7月に届けて、8月から延長となる。（加算算定の延長を申請するにあたり、令和3年6月の利用延人員数と、令和元年度の平均利用延人員数や令和2年度の平均利用延人員数と比較することはできない。）

**エ ①3%加算を算定するにあたっての端数処理**

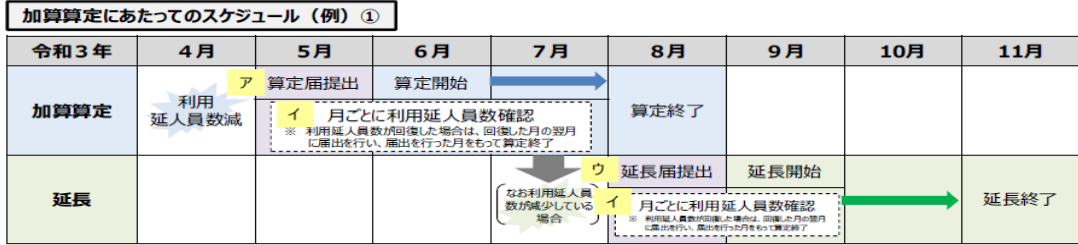
- 前年度の1月当たりの平均利用延人員数及び各月の利用延人員数は、イに基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする
- 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。
- 例）令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数が1,001人、令和3年4月の利用延人員数が951人の場合、 $(1,001-951)/1,001=0.04995 \Rightarrow 4.995\% \Rightarrow 5.00\%$ となり、適用可。
- ①3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、イに示す通知第2の1通則を準用し、小数点以下四捨五入とする。
- 例）通所介護（通常規模型）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合、3%加算は765単位 $\times 0.03 = 22.95 \approx 23$ 単位となる。

**オ ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎**

- ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎は、「より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数」としているが、具体的には、通常規模型：750人以下、大規模型Ⅰ：750人超900人以下とする。

## 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ③

○ 3%加算の算定にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月から最大3か月間算定することが可能である。また、加算算定後も特別な事情があり、なお利用延人員数の減が生じている場合は、再度届出を行い、さらに最大3か月間加算を算定することが可能である。（ただし、加算算定・延長の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。）



**【加算算定／加算延長にあたっての届出方法】**

※「届出様式（例）（感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式）」（以下、届出様式という。）を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、加算算定の届出／加算算定後の各月の利用延人員数の確認／加算算定の延長の届出共通の様式である。必要事項を忘記していないことにより全ての届出において使用することができる。

**ア 加算算定の届出**

- ・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算算定・特例適用の届出に必要事項を記入。
- ・記入した結果、(2)の「加算算定の可否」欄に「可」が表示された場合、**算定届提出月の15日まで**に都道府県等に届出様式を提出。

**イ 加算算定後の各月の利用延人員数の確認**

- ・届出様式を提出した月から、加算算定終了月（加算算定延長の場合は加算算定延長開始月）まで、毎月(3)加算算定後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。
- ・記入した結果、(3)の「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。（提出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は届出の必要はない。）

**ウ 加算算定の延長の届出**

- ・加算算定の延長対象となる場合であって、加算算定の延長を求める場合は、(4)加算算定の延長の届出にその理由を記入し、**延長届提出月の15日まで**に都道府県等に届出様式を提出。

**感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ④**

**加算算定にあたってのスケジュール (例) ②：令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合**

○ 令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合は、令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数のいずれかと比較し、3%加算算定の判定を行う。また3%加算算定の届出は令和3年4月1日までにを行うものとする。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加算算定	利用 延人員数減  令和元年度の1月 当たりの平均利用 延人員数又は令和 2年2月の利用延 人員数のいずれかと 比較	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始	→		算定終了		
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
延長				なお利用延人員 数が減少している 場合	延長届提出	延長開始		延長終了
					月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了		→	

**加算算定にあたってのスケジュール (例) ③：加算の算定が途中で終了する場合**

○ 3%加算算定中(延長の場合を含む。)に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。  
(例) 令和3年4月の利用延人員数が5%以上減少している場合、5月に3%加算算定の届出を行い、6月から算定開始となるが、6月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月(7月)をもって3%加算算定終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出	算定開始	算定終了届 提出	〔算定 しない〕			
		利用延人員数は なお減少	利用延人員 数が回復	算定終了				



**感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ⑤**

**加算算定にあたってのスケジュール (例) ④：算定期間中に、年度の切り替えが生じる場合**

○ 3%加算算定期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き3%加算の算定を行うことが可能。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出	算定開始	→		算定終了		
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
延長				なお利用延人員 数が減少している 場合	延長届提出	延長開始		延長終了
					月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了		→	

○ なお、年度の切り替えにより、新たに事業所規模区分が大規模型Ⅰ・大規模型Ⅱとなった通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、4月以降の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等である場合、規模区分の特例適用の届出を行い、規模区分の特例を適用することとする。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出	算定開始	→		算定終了		
		月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
特例適用				より小さい事業所 規模区分の利用 延人員数と同等で ある場合	適用届提出	適用開始		→
					月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了			





## ※参考 **Q&A**

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

#### ○3%加算及び規模区分の特例

(vol.1) 問2～15

(vol.3) 問21～23

(vol.11) 問1～2

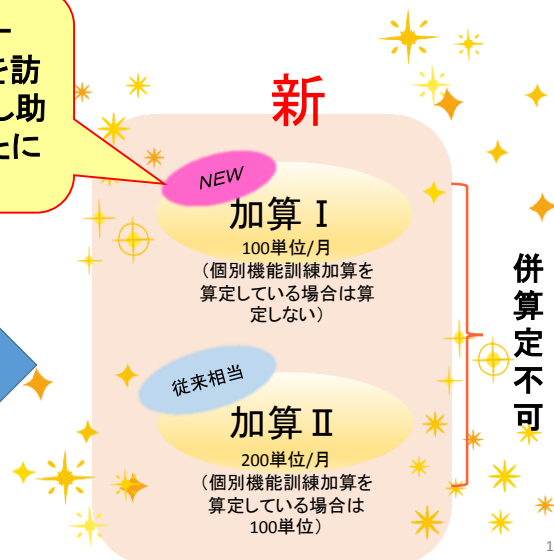
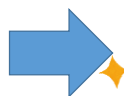
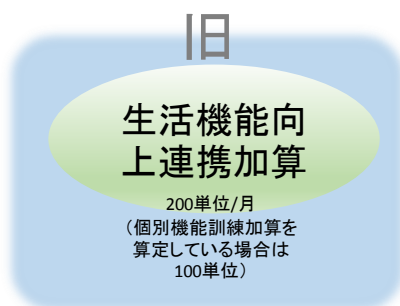
17



## ②生活機能向上連携加算の見直し

青本P 656 注7  
社保審資料P 79・80

ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける(※3月に1回を限度)。



18



### ③入浴介助加算の見直し

青本 P 654 注6  
社保審資料 P 82

旧

入浴介助加算

50単位/日



新

従来相当

入浴介助  
加算Ⅰ  
40単位/日

NEW

入浴介助  
加算Ⅱ  
55単位/日

併  
算  
定  
不  
可

利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。

19



算定要件等

社保審資料より抜粋

<入浴介助加算（Ⅰ）>（現行の入浴介助加算と同要件）

- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

<入浴介助加算（Ⅱ）>（上記の要件に加えて）

- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

8



浴室環境の評価  
個別の入浴計画

訪問



20



## ※参考 Q&A

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.8) ○入浴介助加算 問1～6

21



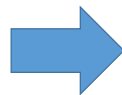
#### ④口腔機能向上の取組の充実(1)

青本P 666 注13  
社保審資料P 89  
資料3P 46～

旧

栄養スクリー  
ニング加算

5単位/回



新

NEW

口腔・栄養スク  
リーニング加算 I

20単位/回

栄養アセスメント加算、栄  
養改善加算、口腔機能向  
上加算との併算定不可

6月に1回が限度

NEW

口腔・栄養スク  
リーニング加算 II

5単位/回

栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口  
腔機能向上加算を算定しており、加算  
(I)を算定できない場合にのみ算定可

介護職員等が実施可能な口腔スクリー  
ニングを評価する加算を創設し、栄養スク  
リーニング加算による取組・評価と一体的  
に行う。

22



## ④口腔機能向上の取組の充実(2)

青本 P 668 注14  
 社保審資料 P 89  
 資料3 P 50～  
 資料4 P 14～



23



### 算定要件等

### 社保審資料より抜粋

#### <口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>

- 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)

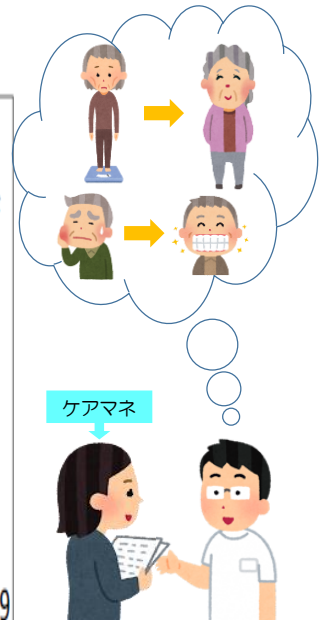
#### <口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)>

- 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)

#### <口腔機能向上加算(Ⅱ)>

- 口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

89



24



## ※参考 **Q&A**

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)

○口腔・栄養スクリーニング加算 問20

○口腔機能向上加算 問33

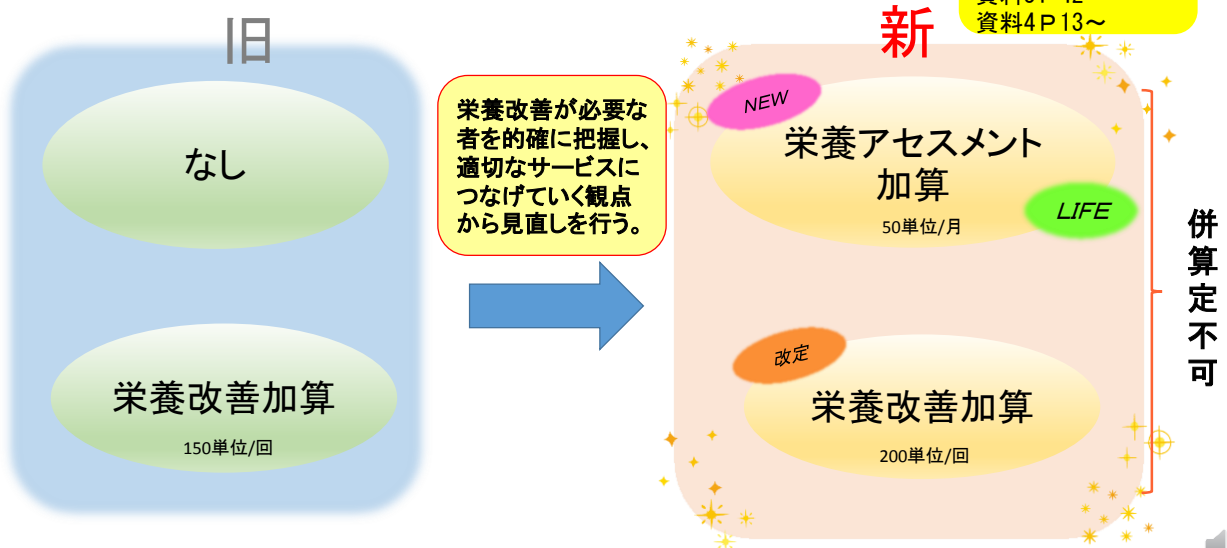
25



## ⑤ 栄養ケア・マネジメントの充実

青本 P 662 注11  
青本 P 664 注12  
社保審資料 P 90  
資料3 P 42~  
資料4 P 13~

### 新



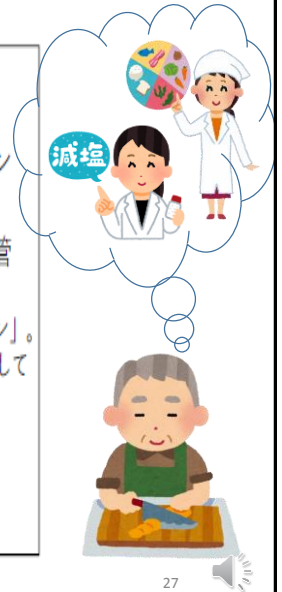
26



## 社保審資料より抜粋

### 算定要件等

- <栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算（1）及び栄養改善加算との併算定は不可
- 当該事業所の従業者として又は外部（※）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
  - 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
  - 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。
- <栄養改善加算>
- 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。



27

## ※参考 Q&A

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)

○栄養アセスメント加算、栄養改善加算等 問15

○栄養改善加算 問33

(vol.6)

○栄養アセスメント加算 問2

(vol.10)

○栄養アセスメント加算 問1

28



## ⑥ADL維持等加算の見直し

青本P660 注9  
 社保審資料P96・97  
 資料4P6～

旧

ADL維持  
 等加算Ⅰ  
 3単位/月

ADL維持  
 等加算Ⅱ  
 6単位/月

自立支援・重度化防止  
 に向けた取組を一層推  
 進する観点から見直しを  
 行う。



より自立支援等に効果的な取  
 組を行い、利用者のADLを良好  
 に維持・改善する事業者を高く  
 評価する新たな区分を設ける。

新

改定  
 ADL維持等  
 加算Ⅰ  
 30単位/月

LIFE

改定  
 ADL維持等  
 加算Ⅱ  
 60単位/月

LIFE

併  
 算  
 定  
 不  
 可

29



算定要件等

社保審資料より抜粋

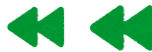
< ADL維持等加算(Ⅰ) >

- 以下の要件を満たすこと
  - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
  - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
  - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算(Ⅱ) >

- ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

厚生労働省



30



## ※参考 **Q&A**

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A ADL維持等加算

(vol.3) 問34～43

(vol.5) 問5

(vol.6) 問3

(vol.9) 問1

31



## ⑦同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

青本P670 解釈  
社審資資料P142

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる。

減算適用前  
の単位数

同一建物減算あり



公平



同一建物減算なし

△△デイサービス



32





## 社保審資料より抜粋

(参考)平成30年度介護報酬改定]集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

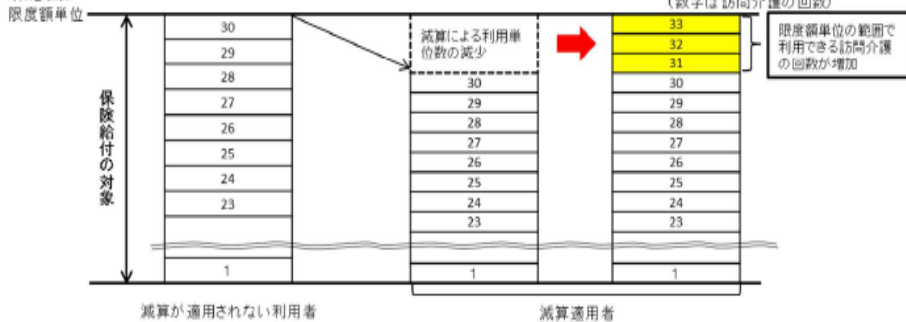
○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について (抜粋)  
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見(抜粋)>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



33

